

(様式2)

施工実績及び配置予定技術者届

工事件名	
------	--

1. 業者情報

業者名		所在地	(本店) <input type="text"/>	(支店) <input type="text"/>
<small>都道府県名(兵庫県内業者は市町名)を入力</small>				
電話番号	-	-	緊急連絡先 (携帯電話等)	担当者

2. 施工実績(※注1)

工事名				
工期		契約金額		円
発注機関		工種		受注形態
			<small>建設業法上の許可業種を入力</small>	<small>「単独」又は「共同企業体(出資比率)」を入力</small>
工事概要				
<small>工事概要が的確に判断できる構造規模等必要最小限の具体的事項を入力</small>				

3. 配置予定技術者(※注2・3)

技術者①	氏名		氏名 フリガナ		本工事の 技術者区分	
						<small>プルダウンより選択</small>
	資格名			実務経験		
<small>技術者区分に対応する保有する国家資格等を入力</small>						
<small>実務経験により主任技術者を配置する場合のみプルダウンより選択</small>						
経営管理責任者 または 営業所の専任技術者		コリンズの 技術者ID		他工事の 従事状況		
		<small>プルダウンより選択</small>	<small>登録のない場合は記載不要</small>	<small>プルダウンより選択</small>		

※以下、技術者を特定できない場合のみ入力(「技術者①」の赤字注釈は以下も同様とする。)

技術者②	氏名		氏名 フリガナ		本工事の 技術者区分	
						<small>プルダウンより選択</small>
	資格名			実務経験		
<small>技術者区分に対応する保有する国家資格等を入力</small>						
<small>実務経験により主任技術者を配置する場合のみプルダウンより選択</small>						
経営管理責任者 または 営業所の専任技術者		コリンズの 技術者ID		他工事の 従事状況		
		<small>プルダウンより選択</small>	<small>登録のない場合は記載不要</small>	<small>プルダウンより選択</small>		

技術者③	氏名		氏名 フリガナ		本工事の 技術者区分	
						<small>プルダウンより選択</small>
	資格名			実務経験		
<small>技術者区分に対応する保有する国家資格等を入力</small>						
<small>実務経験により主任技術者を配置する場合のみプルダウンより選択</small>						
経営管理責任者 または 営業所の専任技術者		コリンズの 技術者ID		他工事の 従事状況		
		<small>プルダウンより選択</small>	<small>登録のない場合は記載不要</small>	<small>プルダウンより選択</small>		

(注1) 施工実績については、(財)日本建設情報総合センターが発行する「竣工時工事カルテ受領書」を添付してください。(財)日本建設情報総合センターに登録していない工事については、契約書(工事名、発注機関名、工事場所、契約額、工事期間が確認できるもの)の写し及び施工実績が客観的に判断できる仕様書の写し又は施工証明等を提出してください。

(注2) 請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類(健康保険被保険者証の写し等)を提出してください。但し、健康保険被保険者証の保険者番号、被保険者証等記号・番号の各部分についてはマスキング(黒塗り)等により、当該部分が読み取れない形で提出してください。また、本工事の技術者区分が監理技術者以外の場合は、技術者区分に対応する資格を証する書類を、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の表裏の写しを提出してください。なお、監理技術者資格者証により監理技術者講習修了履歴を確認できない場合は、講習受講修了証の写しも提出してください。

(注3) 建設業法第26条第3項但書に基づき、監理技術者補佐を専任で置き監理技術者が他現場と兼務をする(特例監理技術者制度)場合は、兼務することとなった時点で速やかに①監理技術者の兼務する工事の契約内容(工事名、施工場所、発注者名、契約金額)がわかる書類、②監理技術者補佐の資格及び雇用を証明する書類を提出すること。

なお、本市において特例監理技術者制度を用いることができる場合は、下記のすべてを満たす場合とする。

①兼務しようとする数が、建設業法第26条第4項の規定で定められる範囲内であること。

②設計図書・公告等において、特例監理技術者を認めない旨の記載がないこと。

③兼務する工事の施工場所が、伊丹市及びその隣接市(尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、豊中市、池田市)内にあること。

④兼務しようとする工事の契約金額がいずれも2億円以下であること。